

令和5年度 埼玉県障害者ピアサポート研修事業実施要領

1 目的

- (1) 自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーターを養成します。
- (2) ピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等(管理者・職員)の養成を図ります。
- (3) 障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とします。

2 実施主体

埼玉県・さいたま市

(受託 特定非営利活動法人埼玉県相談支援専門員協会)

3 研修の種類

(1) 基礎研修

障害者と管理者等(管理者・職員)がピアサポーターの基礎を学ぶ研修です。

(2) 専門研修

基礎研修を修了した人(今年度の修了者も含まれます。)が受講できる研修です。

相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等において、雇用関係の中で仕事をしている障害者と管理者等(管理者・職員)を対象とします。

ピアサポーターと専門職等が協働して質の高いサービスを提供するための研修です。

※ 障害福祉サービス等報酬におけるピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算を算定する上では、基礎研修、専門研修の両研修を修了する必要があります。

4 受講対象者(障害者・ピアサポーターの場合)

原則として基礎研修は下記の(1)～(4)を受講対象者として、専門研修は(1)を優先として、(2)、(3)も受講対象者とします。

* 現在勤務していない障害者は、まずは基礎研修を受講してください。

- (1) 相談支援事業所、障害福祉サービス事業所において、障害者の経験を活かして、ピアサポーターとして雇用されている人(常勤、非常勤は問いません)、又は、今年度中に雇用予定の人。
- (2) 相談支援事業所、障害福祉サービス事業所において、職員として働いているが今後、障害を開示して、障害者の経験を活かして、ピアサポーターとして働きたいと考えている人。

- (3) 相談支援事業所、障害福祉サービス事業所において、障害者としての経験を活かし、今後、ピアサポーターとして雇用されたいと考えている人。
- (4) ピアサポーターに関心がある人。ピアサポートについて学びたい人。

5 受講対象者(管理者・職員の場合)

原則として基礎研修は下記の(1)～(4)を受講対象者として、専門研修は(1)、(2)を優先とします。

- (1) 障害者としての経験を持つピアサポーターを雇用している、又は今年度中にピアサポーターを雇用予定の相談支援事業所、障害福祉サービスの管理者及び職員。
- (2) 現在、職員として雇用している職員が、今後、障害を開示して、ピアサポーターとして働くことを望んでいる相談支援事業所、障害福祉サービスの管理者及び職員。
- (3) 今後、ピアサポーターを雇用したいと考えている相談支援事業所、障害福祉サービスの管理者及び職員。
- (4) ピアサポーターに関心がある相談支援事業所、障害福祉サービスの管理者及び職員。

6 研修日程及び内容

(1) 日程

① 基礎研修

1日目 11月28日(火) 10時～15時50分

2日目 11月29日(水) 10時～16時30分

② 専門研修

1日目 12月12日(火) 9時30分～16時40分

2日目 12月13日(水) 9時30分～15時30分

(2) 内容

別紙1のプログラムを参照ください。ピアサポーター、管理者、職員は同一の研修を受講します。

7 会場

ウェスタ川越(埼玉県川越市新宿町1-17-17)

市民活動・生涯学習施設 2階 会議室1、2

8 定員

(1) 基礎研修

障害者 35名

管理者及び職員 35名

(2) 専門研修

障害者 25名

管理者及び職員 25名

- * 応募者多数の場合は、障害領域ごとに以下のとおり優先順位をつけて受講者を決定します。これは、雇用が少ない障害領域においても、ピアサポーターを推進するための措置です。

1	既に雇用されている人、ピアサポート体制加算及びピアサポート実施加算(別紙2)の経過措置を受けている県内事業所のピアサポーター及び管理者、職員のうち、同一の事業所でピアサポーターと管理者、職員が同時に応募している人、あるいは、同一の事業所でピアサポーターと管理者、職員のどちらかの受講が既に終わっている人
2	既に雇用されている人、ピアサポート体制加算及びピアサポート実施加算(別紙2)の経過措置を受けている県内事業所のピアサポーター及び管理者
3	1、2以外の者

優先順位によってもなお定員を超過する場合には抽選とします。

7 受講費用

基礎研修【6,000円+振込手数料】

専門研修【6,000円+振込手数料】

受講決定者には振込先をお知らせします。

8 修了証書の交付等

埼玉県・さいたま市は、研修修了者に対して氏名、生年月日、修了した研修の課程、修了年月日を記載した修了証書を交付するとともに、研修修了者の名簿を作成し管理します。

※修了証書は再発行しませんので、紛失しないよう保管してください。

9 申込みの方法

下記 URL、二次元コードによる電子申請をお願いします。



<https://onl.bz/gPGGaMw>

申込み期限 令和5年10月17日(火) 17時

10 事業実施上の留意点

- (1) 新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況によっては、本事業実施案内の内容に変更が生じる可能性があります。変更となった場合は、変更内容について改めて周知します。
- (2) 30分以上の遅刻をした場合(公共交通機関の遅延で証明書がある場合を除く。)は、受講を認めません。研修中に、進行の妨げになる発言・行動、又は研修に参加する意欲がないと認められた場合(居眠り・携帯電話等の私的使用・演習中のグループ討議等における受講態度。終始無言等)は、退場していただくことがあります。これらの場合、修了証書は発行しません。

アクセス

所在地

〒350-1124

埼玉県川越市新宿町1-17-17

- JR川越線、東武東上線「川越駅」西口より徒歩約5分
- 西武新宿線「本川越駅」より徒歩約15分

「本川越駅」よりバスをご利用の場合

- 「本川越駅」西武バス乗り場①番
 - ・新所02、本55系統
「川越駅西口」下車 徒歩約5分
 - ・本53、本54系統
「ウエスタ川越前」下車すぐ
- 「本川越駅」西武バス乗り場②番
 - ・川越35、川越35-1系統
「ウエスタ川越前」下車すぐ



ウエスタ川越では、県の条例等※により、障害者等の駐車場利用料金を免除しています。

料金免除には出庫前(料金清算前)に駐車券の無料処理が必要となりますので、下記該当証明書類をお持ちの方は1F総合案内までお申し出ください。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療受給者証、被爆者健康手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証(※要介護または要支援認定を受けている方に限る)

※条例等: 埼玉県「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例及び施行規則」

別紙1 プログラム

基礎研修1日目 (11月28日)			
開始	終了	時間数	科目名
10時00分	10時30分	30分	開会・自己紹介
10時30分	11時00分	30分	1 ピアサポートの理解
11時00分	11時20分	20分	休憩
11時20分	12時20分	60分	2 演習①
12時20分	13時20分	60分	休憩
13時20分	14時30分	70分	3 ピアサポートの実際・実例
14時30分	14時50分	20分	休憩
14時50分	15時30分	40分	4 演習②
15時30分	15時50分	20分	本日の振り返り
基礎研修2日目 (11月29日)			
開始	終了	時間数	科目名
10時00分	10時10分	10分	オリエンテーション
10時10分	10時50分	40分	5 コミュニケーションの基本
10時50分	11時10分	20分	休憩
11時10分	12時10分	60分	6 演習③
12時10分	13時10分	60分	休憩
13時10分	13時50分	40分	7 障害福祉サービスの基礎と実際
13時50分	14時10分	20分	8 演習④
14時10分	14時30分	20分	休憩
14時30分	15時00分	30分	9 ピアサポート(ピアサポーター)の専門性
15時00分	15時20分	20分	休憩
15時20分	16時10分	50分	10 演習⑤
16時10分	16時30分	20分	基礎研修のまとめ・修了式

専門研修1日目 (12月12日)			
開始	終了	時間数	科目名
9時30分	10時00分	30分	1 基礎研修の振り返り
10時00分	10時40分	40分	2 ピアサポーターの基礎と専門性
10時40分	11時00分	20分	休憩
11時00分	12時00分	60分	3 演習①
12時00分	13時00分	60分	休憩
13時00分	13時40分	40分	4 ピアサポート(ピアサポーター)の専門性の活用
13時40分	14時10分	30分	5 演習②
14時10分	14時30分	20分	休憩
14時30分	15時10分	各40分	6 関連する保健医療福祉施策の仕組みと業務の実際(障害者)
			6 ピアサポートを活用する技術と仕組み(事業所)
15時10分	15時50分	各40分	7 演習③(障害者)
			7 演習③(事業所)
15時50分	16時10分	20分	休憩
16時10分	16時30分	20分	8 演習④
16時30分	16時40分	10分	1日目の振り返り
専門研修2日目 (12月13日)			
開始	終了	時間数	科目名
9時30分	10時00分	各30分	9 ピアサポーターとしての働き方(障害者)
			9 ピアサポーターを活かす雇用(事業所)
10時00分	10時40分	各40分	10 演習(障害者)⑤
			10 演習(事業所)⑤
10時40分	11時00分	20分	休憩
11時00分	11時30分	30分	11 セルフマネジメントとバウンダリー
11時30分	12時10分	40分	12 演習⑥
12時10分	13時10分	60分	休憩
13時10分	13時50分	40分	13 チームアプローチ
13時50分	14時50分	60分	14 演習⑦
14時50分	15時10分	20分	休憩
15時10分	15時30分	20分	専門研修のまとめ・修了式

別紙2 ピアサポート体制加算及びピアサポート実施加算

(厚生労働省令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要から)

□ ピアサポート体制加算【自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

《ピアサポート体制加算》 100 単位/月 (体制加算)

※ ピアサポート体制加算の算定要件

(1) 「障害者ピアサポート研修(基礎研修及び専門研修)」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で 0.5 人以上配置していること(併設する事業所(計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る。)の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が 0.5 人以上の場合も算定可。)

① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者※

※ 「都道府県又は市町村」は、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援は都道府県、指定都市又は中核市、計画相談支援及び障害児相談支援は市町村。

② 管理者又は①の者と協働して支援を行う者

なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した①の者を常勤換算方法で 0.5 人以上配置する場合についても本要件を満たすものとする。(②の者の配置がない場合も算定可。)

(2) (1) の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

(3) (1) の者を配置していることを公表していること。

□ ピアサポート実施加算 【就労継続支援B型】

《ピアサポート実施加算》 100 単位/月

「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系において、各利用者に対し、一定の支援体制(※)のもと、就労や生産活動等への参加等に係るピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算する。

(※) 「障害者ピアサポート研修(基礎研修及び専門研修)」を修了した障害者(障害者であったと都道府県、指定都市又は中核市が認める者を含む。)と管理者等を配置し、これらの者により各事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

* 令和6年3月31日までの間は、都道府県、指定都市又は中核市が上記研修に準ずると認める研修でも可とするなどの経過措置を設ける。

詳しくは、厚生労働省の報酬に関する告示や、報酬の算定に関する留意事項通知等を参照してください。